

LPガスの商慣行是正に向けた

制度改革が行われます!!

気をつけていただきたいこと

1

2024年
7月2日
施行

過大な営業行為の制限

液石法施行規則第16条第15号の3、4

正常な商習慣を超えた利益供与の**禁止**

液石法施行規則第16条第15号の5、6

消費者のLPガス販売事業者選択を阻害するおそれのある、
LPガス販売事業者の変更を制限するような
条件付き契約締結等の**禁止**



1 LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー等又は戸建て住宅の消費者等とガス契約を自己と締結させることを目的として、賃貸住宅のオーナー等又は戸建て住宅の消費者等に対し、正常な商習慣を超えた利益を供与してはならない。



2 LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー等又は戸建て住宅の消費者等との間で、LPガス販売事業者の変更を制限するような条件を付した貸与契約・販売契約等を締結してはならない。



液石法第100条第1号の2

※**罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。**

液石法第26条第4号

※**LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。**

気をつけていただきたいこと

2

2024年
7月2日
施行

LPガス料金等の情報提供

液石法施行規則第16条第15号の2

- 賃貸住宅への入居希望者に対し、入居契約前のLPガス料金提示の努力義務
- 入居希望者からLPガス販売事業者に対して直接LPガス料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じることが必要(義務づけ)

1

LPガス販売事業者は、入居希望者に対し、入居契約前に、直接、又は、オーナー・不動産管理会社・不動産仲介業者等を通じて、LPガス料金等を提示するよう努めなければならない。

2

LPガス販売事業者は、入居希望者から直接LPガス料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じる義務がある(罰則の対象)。



液石法第100条第1号の2

※**罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。**

液石法第26条第4号

※**LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。**



2025年
4月2日
施行

三部料金制の義務化

消費設備費用の外出し表示

ガス消費と関係のない設備費用の計上禁止



LPガスの三部料金制



基本料金

ガスの使用量に関係なく発生する料金



従量料金

ガスの使用量に応じて発生する料金



消費設備料金

LPガス器具等LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に応じて発生する費用
※賃貸住宅は原則として「該当なし」と記載

液石法施行規則第16条第15号の7

基本料金、従量料金、消費設備料金からなる三部料金制の義務化(消費設備費用の外出し表示)

(注) 液石法施行規則附則第2条・第3条

施行時点における消費者等との液化石油ガス販売契約(既存契約)については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止されないが、設備費用の外出し表示(内訳表示の詳細化)が義務化される。その上で、早期に新制度(三部料金制)への移行を図る。

液石法施行規則第16条第15号の8

電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止

1

LPガス消費者等との販売契約に係る料金は、基本料金、従量料金および消費設備料金の三部料金制とし、消費者等に対してこれらの料金を請求するときは、算定根拠を通知しなければならない。(消費設備費用の外出し表示)。



2

消費設備料金として、配管及びLPガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金以外を請求してはならない(ガス消費と関係のない設備費用の計上禁止)。



3

LPガスを消費する場合に用いられる器具が設置された建物の所有者とLPガス消費者等が異なる場合(たとえば賃貸住宅)において、消費者等にLPガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金を原則として請求してはならない(設備費用の計上禁止)。消費設備料金は「該当なし」と記載。

4

施行時点より前に契約をしている消費者等に対してガス消費と関係のない設備費用を請求するときは、三部料金制を適用して、設備料金として外出し表示し、請求しなければならない。(義務化)



液石法第100条第1号の2

※罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。

液石法第26条第4号

※LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。



賃貸住宅のオーナー・管理会社等の皆様へ

LPガスの商慣行是正に向けた

制度改正が行われます!!

皆様のご協力をお願いいたします。

2024年
7月2日
施行

気をつけていただきたいこと

1

LPガス販売事業者の過大な営業行為の制限

液石法施行規則第16条第15号の3、4

正常な商習慣を超えた利益供与の**禁止**

液石法施行規則第16条第15号の5、6

消費者のLPガス販売事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス販売事業者の変更を制限するような条件付き契約締結等の**禁止**



1

LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー様等とガス契約を自己と締結させることを目的として、賃貸住宅のオーナー様等に対し、正常な商習慣を超えた利益を供与してはならない。



2

LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー様等との間で、LPガス販売事業者の変更を制限するような条件を付した貸与契約等を締結してはならない。

LPガス販売事業者に過大な営業行為を求めること、または応じた場合は違法となる恐れがあります。また、賃貸住宅の入居者にとって不利益が生じる可能性が高く、皆様にとっても不利益になりかねませんので十分ご注意ください。

このような事に直面したら、[経済産業省資源エネルギー庁のLPガス商慣行通報フォーム](#)へ。



液石法第100条第1号の2

※LPガス販売事業者が罰則の対象となる。
(30万円以下の罰金)



エアコン



Wi-Fi



インターフォン

気をつけていただきたいこと

2

2024年
7月2日
施行

LPガス料金表等の提示の徹底!!

液石法施行規則第16条第15号の2

賃貸住宅において、入居者がLPガス販売事業者を選択できず特定のLPガス販売事業者と契約を締結しなければならなかったために、賃貸借契約締結後にトラブルが発生しています。

そうしたトラブルを防ぐために、賃貸借契約締結前に、入居者へのLPガス料金表等の提示をお願いします。

LPガス販売事業者からLPガス料金表等の提示がない場合は、当該物件のLPガス販売事業者へ問い合わせてください。



一般社団法人 全国LPガス協会

2025年
4月2日
施行

気をつけていただきたいこと

3

LPガス料金は三部料金制です!!

LPガスの三部料金制

||

基本料金

ガスの使用量に関係なく発生する料金

+

従量料金

ガスの使用量に応じて発生する料金

+

消費設備料金

LPガス器具等LPガスを消費する場合に
用いられるものの利用に応じて発生する費用
※賃貸住宅の場合は、「該当なし」と記載。

LPガス器具等はオーナー様にご負担いただき、入居者には
請求できないことになりました。



施行日以降にLPガス販売契約をした入居者に対し、LPガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等、LPガスを消費する
場合に用いられるものの利用に係る料金を請求してはならない(設備費用の計上禁止)。消費設備料金は「該当なし」と記載。

LPガス販売事業者と契約する際の注意点

皆様がLPガス販売事業者と契約を結ばれる場合は、
設備費用については皆様にご負担いただくなど、法令に基づく適切なお契約をお願いします。

CHECK!!



設備所有のこと



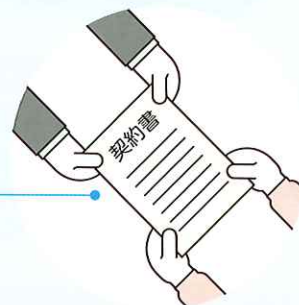
料金のこと



保安責任のこと



費用負担方法



重要な書類です。しっかり確認して大切に保管してください。

LPガスをご利用の皆様へ

LPガスの 利用に関する制度が 変わります!!

LPガスを利用する住宅に入居を予定する方は、入居契約する前に、LPガス料金に係る説明を受けてください。

2024年
7月2日
施行

過大な営業行為の制限

液化石油ガス法施行規則第16条第15号の3、4

正常な商習慣を超えた利益供与の**禁止**

液化石油ガス法施行規則第16条第15号の5、6

消費者のLPガス販売事業者選択を阻害するおそれのある、
LPガス販売事業者の変更を制限するような
条件付き契約締結等の**禁止**

1 LPガス販売事業者は、戸建て住宅の消費者等とガス契約を自己と締結させることを目的として、戸建て住宅の消費者等に対し、正常な商習慣を超えた利益を供与してはならない。

2 LPガス販売事業者は、戸建て住宅の消費者等との間で、LPガス販売事業者の変更を制限するような条件を付したガス購入契約を締結してはならない。



液化石油ガス法第100条第1号の2

※**罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。**

液化石油ガス法第26条第4号

※**LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。**

2024年
7月2日
施行

LPガス料金等の情報提供

液化石油ガス法施行規則第16条第15号の2

- 賃貸住宅への入居希望者に対し、入居契約前のLPガス料金提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー・不動産管理会社・不動産仲介業者等を通じて提示)
- 入居希望者からLPガス販売事業者に対して直接LPガス料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じることが必要(義務づけ)

1 賃貸住宅において、LPガス販売事業者は、入居希望者に対し、入居契約前に、直接、又は、オーナー・不動産管理会社・不動産仲介業者等を通じて、LPガス料金等を提示するよう努めなければならない。

2 入居希望者からLPガス販売事業者に対して直接LPガス料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じなければならない(罰則の対象)。



液化石油ガス法第100条第1号の2

※**罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。**

液化石油ガス法第26条第4号

※**LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。**



一般社団法人 全国LPガス協会

2025年
4月2日
施行

三部料金制の義務化

LPガスの三部料金制

||

基本料金

ガスの使用量に関係なく発生する料金

+

従量料金

ガスの使用量に応じて発生する料金

+

消費設備料金

LPガス器具等LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に応じて発生する費用
※賃貸住宅は原則として「該当なし」と記載

消費設備料金の内容を確認してください!!

2025年4月2日以降にご契約されたお客様については、
基本料金、従量料金、消費設備料金以外の費用をLPガス料金へ計上することは禁止されます。
※賃貸住宅向けLPガス料金は、消費設備料金もLPガス料金へ計上することは禁止されます。

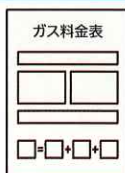
既存契約(契約日が2025年4月1日までの契約)のお客様には、設備料金の計上自体は禁止されませんが、設備料金の外出し表示が義務化されます。

LPガス販売事業者と販売契約を結ぶ時の注意点!!

契約時に内容を確認することが大切です。契約の際は、以下の4つのポイントをLPガス販売事業者を確認してください。

1 料金

- 料金表はご覧になりましたか?



2 値上げ

- 入居時の料金は今後急に理由なく値上げされることはありませんか?



3 内容

- 料金は、基本料金、従量料金、消費設備料金を分けて表示されていますか?
- 解約時の条件は書かれていますか?



4 保安点検

- 法令上の保安点検について説明はありましたか?
なお、法令点検のための定期的なご訪問にご協力をお願いします。



液化石油ガス法第14条書面の交付

- LPガス販売事業者とお客様との間でLPガス販売契約を結ばれる時に、LPガス販売事業者側から、料金の内訳やLPガス設備の所有権などについて書かれた書面を交付するよう、液化石油ガス法第14条により義務付けられています。(第14条書面)
- 解約する時や新たなLPガス販売事業者と契約される時は、改めて現在契約されているLPガス販売事業者から交付された関係書類をよくご確認ください。



お客様に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報は、
[経済産業省資源エネルギー庁のLPガス商慣行通報フォーム](#)へ。



正会員各位

(一社)全国LPガス協会

LPガス料金等の情報提供に関する関係省庁からの要請について

標記につきまして、取引の適正化・料金の透明化における制度改正の施行を控え、消費者庁・経済産業省・国土交通省の連名により別紙のとおり要請がありました。

本件は、現状において賃貸集合住宅の入居者は、入居した後にLPガス料金を知ることが多く、LPガス料金に不満があっても受け入れるしかないという状況にあることを踏まえ、入居希望者が入居前にLPガス料金の仕組みを知ったうえで入居できるようにするために、入居希望者からLPガス事業者に対して、直接LPガス料金等の情報提供の要請があった場合は、それに応じること及び入居希望者に対し、LPガス料金を事前に提示するよう要請されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては 営業所等に対し、別添の内容を踏まえ、下記の徹底を図るようご周知いただきますようお願いいたします。

記

- ① LPガス供給をしている(今後供給しようとする場合も含む。)賃貸集合住宅の入居希望者が賃貸借契約を締結する前に、不動産関係者が当該入居希望者に対し、LPガス事業者の連絡先を含むLPガス料金等の情報を適切に提供できるよう、わかりやすい資料等を不動産関係者に情報提供すること。
- ② LPガス事業者に対し、入居希望者から直接LPガス料金等について問合せがあった場合は、それに応じ、わかりやすく説明をすること。

なお、当該周知に関し別添のとおり一般消費者向けの注意喚起ポスターが作成されておりますので御活用ください。消費者庁のホームページに掲載されております。

<注意喚起ポスターダウンロード用URL、QRコード>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_038/assets/consumer_policy_cms102_240620_01.pdf



以上
発信手段：Eメール、担当：保安・業務グループ 森、岩田

令和6年6月19日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 山田 耕司 殿

消費者庁 消費者政策課
経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課
国土交通省 不動産・建設経済局 参事官（不動産管理業）
国土交通省 住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）

LPガス料金等の情報提供に関するLPガス事業者への要請について

賃貸集合住宅の入居者は、入居した後になってからLPガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれており、消費者保護の観点から問題となっています。

このような状況を踏まえ、消費者が賃貸集合住宅の入居前にLPガス料金の仕組みを知ったうえで入居を可能とする観点から、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（液石法施行規則）を改正し、LPガス事業者において、賃貸集合住宅への入居希望者からLPガス事業者に対して直接LPガス料金等の情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付けするなど、入居希望者に対し、LPガス料金を事前提示することとしました。同施行規則は令和6年4月2日に公布しており、同年7月2日に施行されます。

今後、LPガス事業者におかれては、一層の消費者利益の擁護、増進の観点から、以下について御協力をお願いいたします。

- ① LPガス供給をしている（今後供給しようとする場合も含む。）賃貸集合住宅の入居希望者が賃貸借契約を締結する前に、不動産関係者が当該入居希望者に対し、LPガス事業者の連絡先を含むLPガス料金等の情報を適切に提供できるよう、わかりやすい資料等を不動産関係者に情報提供すること
- ② LPガス事業者に対し、入居希望者から直接LPガス料金等について問合せがあった場合は、それに応じ、わかりやすく説明をすること

なお、当該周知に関し別添のとおり一般消費者向けの注意喚起ポスターを作成しましたので御活用ください。

以上

LPガス料金 を契約前に確認しましょう



賃貸集合住宅でLPガスが使用されていたら、**賃貸借契約を締結する前に不動産会社・オーナーなどにガス料金表の提示を依頼し、ガス料金について納得したうえで契約しましょう。**

LPガス料金表

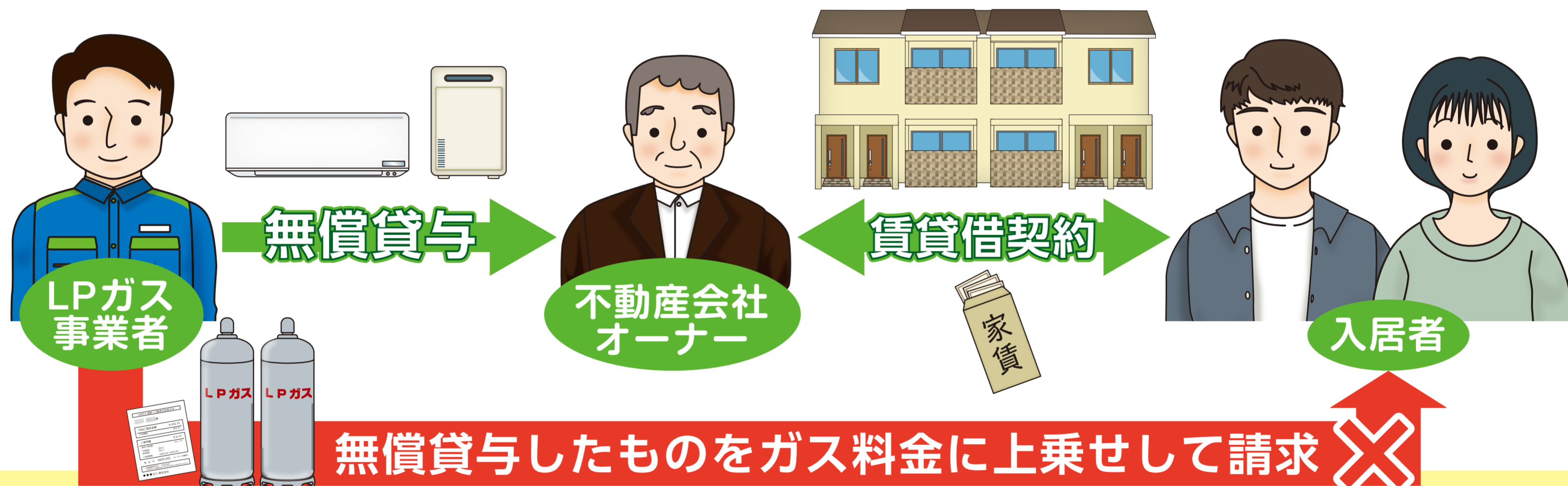
基本料金		X,XXX 円
従量料金	0~5m ³	XXX 円
"	5.1~10m ³	XXX 円
"	10.1~40m ³	XXX 円
"	40.1m ³ ~	XXX 円
設備料金		X,XXX 円

料金が低い ⚠️
と感じたら要注意!

え?
LPガス料金って
こんなにするの?!



賃貸集合住宅ではガス供給事業者を選択・変更できません。
不明な点があれば料金の内訳を確認しましょう。



※LPガスの販売契約を獲得するため、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナーなどにエアコンやガス器具などを無料で提供し、その費用をLPガス料金に上乗せして入居者(消費者)に代わりに請求する事例が確認されています。エアコンやガス器具などの設備の費用を、入居者(消費者)が支払うLPガス料金に含めるのは適切ではありません。賃貸借契約時には契約の内容を理解したうえで契約しましょう。

契約に関する
トラブルは

消費者ホットライン



へご相談ください



電気・ガス代補助8月再開

物価高対策 低所得者に給付金

岸田文雄首相は21日に官邸で記者会見を開き、物価高対策として、5月使用分を最後に終了した電気・ガス料金の負担軽減策を

「8月からの3カ月間行う」と述べ、補助を再開する方針を明らかにした。ガソリンや灯油など燃油価格の抑制策は年内に限り継続する。今年秋に経済対策

の策定を目指すとした上で、年金世帯や低所得者を対象に給付金を支給することを検討する考えも示した。

（3面に関連）
内閣支持率が低迷する中、物価高に直面する家計負担の軽減策を追加し、政権浮揚につながると思惑もありそうだ。国の財政負担はさらに膨らむ恐れがある

り、政策の一貫性を欠く迷走ぶりも浮かぶ。大手電力10社の7月請求分（6月使用）は補助金廃止により、うち8社が比較可能な範囲で過去最高となる見通しだ。記録的な円安は続いており、輸入物価の上昇が消費を冷やし景気の足かせとなる懸念も強い。

さらに年金は、物価

と賃金の変動などに依りて毎年改定されるが、2024年度改定では、年金額の伸びが物価高に追いつかず、実質的に目減りする。首相は会見で「最も即効性のあるエネルギー補助を今回に限って講じる」と強調。一連の物価高対策により、消費者物価指数について前年同月比の上昇率が「月平均0.5%以上」の押し下げ効果を「目指すと述べた。

会見では、エネルギー供給や産業構造、産業立地に関する国家戦略を年内をめどに策定する意向を表明した。

電気・ガス8〜10月補助

年金受給者らに給付金

物価高に対応

岸田文雄首相は21日、国会の閉会を控えて首相官邸で記者会見を開いた。秋に経済対策の策定を目指す。年金世帯や低所得者への給付金支給を検討すると明らかにした。これに先立ち物価高対策として電気・ガスの補助を8〜10月に追加実施し、ガソリン補助も年内に限り続けることを表明した。(関連記事3〜5面)

首相 経済対策を検討



国会閉会を控え記者会見する岸田首相(21日)

首相は9月に自民党総裁の任期満了を迎える。秋以降にわたる政策を多数打ち出し、政権運営を引き続き担う強い意欲をにじませた。首相は2年半の政権運営の評価を問われ、今の時点で評価するのは適半はの課題を考えると適切ではないと答えた。

目標として掲げる「フレキシブルな成長型経済への移行」について移行の兆しは明確だと指摘した。この兆しを著実にするため、中小企業の価格競争の徹底やグリーン・トランスフォーメーション(GTX)への投資促進などの支援を拡大する。

物価高対策としては早速に着手可能で即効性のある対策として、秋に策定を目指す経済対策の2段階で取り組むと説明した。第1弾は電気・ガスの補助やガソリン補助金の継続が該当する。具体的な内容は与党と調整する。これらの措置による消費者物価指数の押し下げ効果について首相は「年々平均0.5ポイント以上とすべく検討する」と訴えた。

第2弾の経済対策で速に定まる給付金の対象は「物価高の中で食費の高騰などに苦しむ年金世帯や低所得者世帯」と明言した。重点支援地方交付金の拡充を検討する方針も示した。補正予算の編成を視野に入れる。政府は現役世代の負担軽減のために年金水準の抑制に取り組む。5年1度の年金財政の検証で改革を議論している。年金世帯向けの給付は整合・5兆円だった。

首相は「30年代以降も実質1%を安定的に上回る成長を確保しなければならぬ」と話した。改正政治資金規程法が19日に成立した。首相は

政策活動費の支出をフェックする第三審機関について「施行日の26年1月1日を念頭に早期の設置に向けて議論していく」と発言した。

自民党総裁選への意向を問われ「先送り」しない課題にまずは取り組む、仕事で結果を出すこと以外は考えていない」と回答した。

岸田首相の会見発言ポイント

物価高対策	電気・ガス代8〜10月分補助 ガソリン補助金は年内継続 年金・低所得者世帯に給付金
経済	2040年ごろに名目GDP 1000兆円視野 安全確認した原発は速やかに再稼働
政治資金	政策活動費の監査機関設置 は早急に具体化の協議
憲法改正	国民への提起は政治の責任

首相は「30年代以降も実質1%を安定的に上回る成長を確保しなければならぬ」と話した。改正政治資金規程法が19日に成立した。首相は

政策活動費の支出をフェックする第三審機関について「施行日の26年1月1日を念頭に早期の設置に向けて議論していく」と発言した。

自民党総裁選への意向を問われ「先送り」しない課題にまずは取り組む、仕事で結果を出すこと以外は考えていない」と回答した。

首相は「30年代以降も実質1%を安定的に上回る成長を確保しなければならぬ」と話した。改正政治資金規程法が19日に成立した。首相は

政策活動費の支出をフェックする第三審機関について「施行日の26年1月1日を念頭に早期の設置に向けて議論していく」と発言した。

自民党総裁選への意向を問われ「先送り」しない課題にまずは取り組む、仕事で結果を出すこと以外は考えていない」と回答した。

首相は「30年代以降も実質1%を安定的に上回る成長を確保しなければならぬ」と話した。改正政治資金規程法が19日に成立した。首相は

2022年11月7日公布 国土交通省告示第1105号1106号より

沖縄県における 改正省エネ法への対応について

省エネ法の適合義務について

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布されました。それに伴い令和4年11月7日に下記の『仕様基準』『誘導基準』が公布されましたが、ここに8地域にとって大きな問題があります。

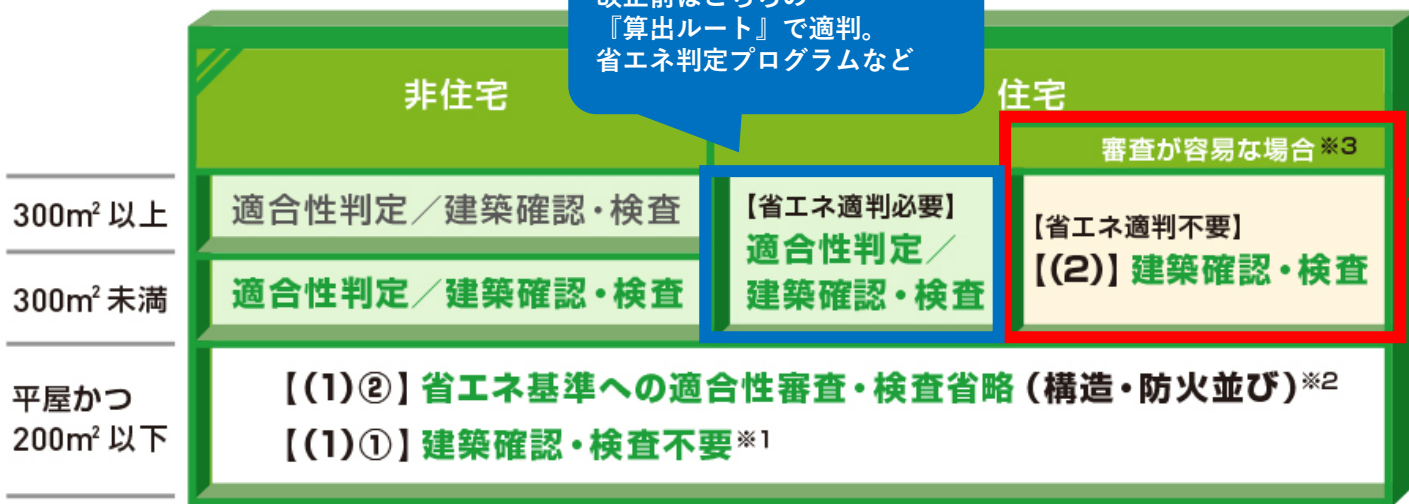
【建築主の性能向上努力義務】

交付より3年以内に施行



2025年を目途に
現行の『省エネ基準』
以上の性能に適合する
事が義務化されます。
更に『省エネ基準』の
必要レベルを引き上げ

改正前はこちらの
『算出ルート』で適判。
省エネ判定プログラムなど



ここに問題が
あります

上記の通り、適合確認
の工数が増加するため、
判定を容易にするため
『仕様基準』での確認
が可能になりました。
同時に上位省エネは
『誘導基準』が設定さ
れました。
算出法は従前通り残る。

【適合義務対象建築物における手続き・審査の要否】

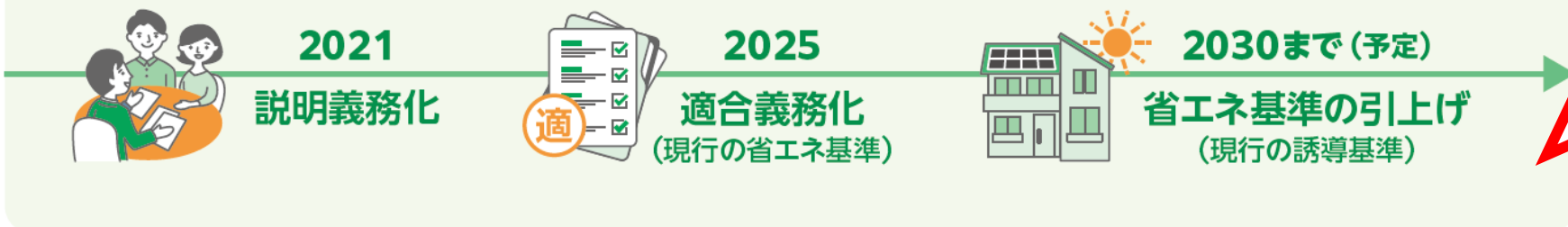
- ※1 都市計画区域・準都市計画区域の外の建築物 (平屋かつ200㎡以下)
- ※2 都市計画区域・準都市計画区域の内の建築物 (平屋かつ200㎡以下) で、建築士が設計・工事監理を行った建築物
- ※3 仕様基準による場合 (省エネ計算なし) 等

【施行日: 公布の日から3年以内】

省エネ基準のこれから — 誘導基準の位置付け

令和 4 (2022) 年 6 月 17 日に公布された改正建築物省エネ法により、2025 年には省エネ基準の全面的な適合義務化が行われます。また、2030 年までにより高い水準の省エネ性能（**現行の誘導基準**）を目指すことが求められており、今後、省エネ基準の引き上げが予定されています。

2025 年の省エネ基準への適合義務化においても本ガイドブックで紹介する仕様基準によって省エネ基準への適合を確認可能とされています（この場合は省エネ適合性判定は不要となります）。また、**省エネ基準の引上げ後は、ガイドブック（誘導基準編）の誘導基準を省エネ基準と読み替えることができる予定です。**



下記の仕様基準を満たすと省エネ計算無しで適合判断が可能。

順次求められるレベルがあがり、2025年には『省エネ基準』が適合義務になる。そして、現状ZEHレベルの『誘導基準』が現行の省エネ基準と同じ位置づけとなる。

省エネ基準（現行）

国交省告示1105号

省エネ基準ガイド

国交省告示1105号

省エネ基準チェック表

**2025年
適合義務
2030年頃
廃止**

誘導基準

国交省告示1106号

誘導基準ガイド

国交省告示1106号

誘導基準チェック表

**2025年
適合義務
2030年頃
廃止**

現行
ZEHレベル基準
2030まで
省エネ基準化
以降
適合義務（想定）

省エネ基準 【8地域】詳細 2025年に適合義務となる仕様基準

(5) 単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備を含む。）が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

地域の区分	
1、2、3及び4	5、6、7及び8
次のイからハまでのいずれかに該当するもの	次のイからハまでのいずれかに該当するもの
イ 石油給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が81.3%以上であるもの	イ 石油給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が77.8%以上であるもの
ロ ガス給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が83.7%以上であるもの	ロ ガス給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が78.2%以上であるもの
ハ 二酸化炭素(CO ₂)が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格C9220に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が、地域の区分に応じ、次に掲げる基準値以上であるもの	ハ 二酸化炭素(CO ₂)が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機
(イ) 1の地域 3.5 (ロ) 2の地域 3.2 (ハ) 3の地域 3.0 (ニ) 4の地域 2.9	

チェック表では『エコフィール／エコジョーズ』を条件として記載

国交省告示1105号より抜粋

【8地域】省エネ基準ガイドブックより抜粋

本ガイドブックで紹介する省エネ基準（仕様基準）は、住宅ローン減税の省エネ基準適合住宅の基準及び住宅品確法^{*3}に基づく住宅性能表示制度における断熱等性能等級4^{*4}及び一次エネルギー消費量等級4^{*5}に対応しています。

チェックリストの活用例 <small>注）申請図書としての利用については各住宅性能評価機関等の取扱いによります</small>	▶ 説明義務を履行するための省エネ基準適合の確認、建築主への説明資料
	▶ 【フラット35】における設計検査の申請図書の一部（別途基準あり） — 2023年4月から省エネ基準を要件化 —
	▶ 建築物省エネ法に基づくBELS評価の申請図書の一部（別途基準あり） ^注
	▶ 住宅品確法に基づく住宅性能評価の申請図書の一部（別途基準あり） ^注

※1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

※2 建築物エネルギー消費性能基準

※3 住宅の品質確保の促進等に関する法律

※4 別途、結露防止対策の基準に適合することが必要

※5 別途、断熱等性能等級4の基準（結露防止対策の基準を除く）

又は仕様基準1（外皮性能）の基準に適合することが必要

【8地域】省エネ基準適合チェック表より抜粋

給湯設備 <small>右記のいずれかを選択</small>	<input type="checkbox"/> 石油潜熱回収型給湯機 【エコフィール】
	<input type="checkbox"/> ガス潜熱回収型給湯機 【エコジョーズ】
	<input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】

【8地域】省エネ基準ガイドブックより抜粋

給湯設備	以下のいずれか
	<ul style="list-style-type: none"> ●石油給湯機であってJIS S2075に規定するモード熱効率が77.8%以上であるもの ●ガス給湯機であってJIS S2075に規定するモード熱効率が78.2%以上であるもの ●二酸化炭素(CO₂)が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機

誘導基準 【8地域】 詳細 2030まで省エネ基準、将来適合基準（想定）となる仕様基準

(5) 単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備及び浴槽を含む。）が、次のイ及びロのいずれにも該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

イ 次の（イ）から（ハ）までのいずれかに該当するもの

(イ) 石油給湯機であって、日本産業規格 S 2 0 7 5 に規定するモード熱効率が 8 4. 9 % 以上であるもの（地域の区分のうち 8 の地域に存する単位住戸に採用されるものを除く。）

(ロ) ガス給湯機であって、日本産業規格 S 2 0 7 5 に規定するモード熱効率が 8 6. 6 % 以上であるもの（地域の区分のうち 8 の地域に存する単位住戸に採用されるものを除く。）

(ハ) 二酸化炭素（CO₂）が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格 C 9 2 2 0 に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 3. 3 以上であるもの

ロ 次の（イ）から（ハ）までのいずれにも該当するもの

(イ) 給湯機の配管がヘッダー方式であって、ヘッダーから分岐する全ての配管の呼び径が 1 3 A 以下であるもの

(ロ) 浴室シャワー水栓として手元止水機構及び小流量吐水機構が設けられた節湯水栓を用いるもの

(ハ) 高断熱浴槽を採用するもの

国交省告示1106号より抜粋

**8地域の誘導基準においては
JIS3.3以上エコキュートのみ
仕様基準として認められる
(5~7地域はエコジョーズ以上で適合する)**

【8地域】 誘導基準ガイドブックより抜粋

本ガイドブックで紹介する誘導基準（仕様基準）は、以下の基準に対応しています。

- ① 住宅ローン減税の ZEH 水準住宅の基準
- ② 住宅品確法^{※3}に基づく住宅性能表示制度における断熱等性能等級5^{※4}及び一次エネルギー消費量等級6^{※5}
- ③ 長期優良住宅法^{※6}に基づく長期使用構造等の基準における断熱等性能等級5^{※4}及び一次エネルギー消費等級6^{※5}
- ④ エコまち法^{※7}に基づく認定基準のうち省エネルギー性能に関する基準

チェックリストの 活用例

注) 申請図書としての利用については各住宅性能評価機関等の取扱いによります

- ▶ 説明義務を履行するための誘導基準等への適合の確認、建築主への説明資料
- ▶ 【フラット35】における設計検査の申請図書の一部（別途基準あり）
— 2023年4月から省エネ基準を要件化 —
- ▶ 建築物省エネ法に基づく BELS 評価の申請図書の一部（別途基準あり）^{注)}
- ▶ 住宅品確法に基づく住宅性能評価の申請図書の一部（別途基準あり）^{注)}
- ▶ 長期優良住宅法及びエコまち法に基づく認定基準への適合性審査の申請図書の一部（別途基準あり）^{注)}

※1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

※2 建築物エネルギー消費性能誘導基準

※3 住宅の品質確保の促進等に関する法律

※4 別途、結露防止対策の基準に適合することが必要

※5 別途、断熱等性能等級5の基準（結露防止対策の基準を除く）

又は誘導仕様基準1（外皮性能）の基準に適合することが必要

※6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律

※7 都市の低炭素化の促進に関する法律

【8地域】 誘導基準チェック表より抜粋

給湯設備

- 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】の JIS 効率 3.3 以上のもので、分岐後の全ての配管径が 13A 以下のヘッダー方式、浴室シャワー水栓に手元止水機構 及び 小流量吐水機構を有する節湯措置、高断熱浴槽の採用をしているもの

【8地域】 誘導基準ガイドブックより抜粋

給湯設備

以下の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当するもの

(イ) 二酸化炭素（CO₂）が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、JIS C9220 に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 3.3 以上であるもの

(ロ) 以下のいずれにも該当するもの

- 給湯機の配管がヘッダー方式であってヘッダーから分岐する全ての配管の呼び径が 13A 以下であるもの
- 浴室シャワー水栓として手元止水機構及び小流量吐水機構が設けられた節湯水栓を用いるもの
- 高断熱浴槽を採用するもの

誘導基準の適合判断の流れと給湯器の種類について

国交省告示1106号より抜粋

(5) 単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備及び浴槽を含む。）が、次のイ及びロのいずれにも該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

『算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法』という事は告示265号、告示266号が該当する。つまり

ハイブリッド、エネファーム
太陽熱温水器などは**算出ルートで適合判断する必要がある。**
(全国地域区分問わず)

ここでも
電化優位

	非住宅	住宅
		審査が容易な場合※3
300㎡以上	適合性判定／建築確認・検査	【省エネ適判不要】 【(2)】建築確認・検査
300㎡未満	適合性判定／建築確認・検査	【省エネ適判必要】 適合性判定／ 建築確認・検査
平屋かつ 200㎡以下	【(1)②】省エネ基準への適合性審査・検査省略（構造・防火並び）※2 【(1)①】建築確認・検査不要※1	

【適合義務対象建築物における手続き・審査の要否】

【施行日：公布の日から3年以内】

- ※1 都市計画区域・準都市計画区域の外の建築物（平屋かつ200㎡以下）
- ※2 都市計画区域・準都市計画区域の内の建築物（平屋かつ200㎡以下）で、建築士が設計・工事監理を行った建築物
- ※3 仕様基準による場合（省エネ計算なし）等

算出ルートにて適合判断する場合には他の給湯器も設計可能。
つまり、高効率ガス／石油は算出ルートでないとは適合判断ができない。
建築側で適合判断が簡単な『仕様基準』ルートで適判することが主流になった場合、ガス／石油が選択されないことが容易に想定される。

改正法の内容についての認識確認（2023年6月9日現在）

- 2023年6月7日 IBECS 一般財団法人 住宅建築SDGS推進センター
省エネサポートセンター（国交省管轄）に質問打電。
改正法告示内容について『誘導基準』8地域の給湯器部分の解釈について質問。
⇒8地域誘導基準 については記載のとおり『JIS3.3 エコキュート』のみ対象。と判断。
告示詳細の解釈については、管轄の沖縄県にゆだねるとのこと。
- 2023年6月9日 沖縄県土木建築部 建築指導課指導班 金城班長、安里主任と面談
⇒8地域誘導基準 については記載のとおり『JIS3.3 エコキュート』のみ対象。と判断。
ただし、算入ルートであればエコジョーズ／エコフィール／エネファームなど設計可能。
という認識で一致できた。
（個人的な懸念点は、算出ルートで高効率給湯器が『不算入』とされた場合には打つ手がなくなる。既に改正前から沖縄の暖房は『不算入』である。）
- 省エネ基準については沖縄県では外皮に重点が置かれており、設備仕様についての認識はなかった。とのこと。今後も定期的な情報交換をしていくことに。
本告示についてはこちらの問題提起通りであり、原発のない沖縄県での電化促進という現実的ではない内容になっている。沖縄県の現状と相違が大きく、沖縄の声は全く入っていない、との認識。パブリックコメントにも言及はないが、先日の説明会で違和感を訴えた質問は出ていたが、特に国交省からは認識確認のみで回答はなかったとの事。
業界団体などからも問題をあげて欲しいとの要請。関連部署とは情報共有しておくとの事。

改正法に対する対応まとめ

省 エ ネ 適 合 判 断	適判手法	内容	対象給湯器（8地域）
	算出ルート	省エネ判定プログラム等を用いて適合判断を行う 専門的で実施するには知識が必要で難易度が高い	全て対象 エネファーム、ハイブリッド含む 太陽光発電設置
	仕様基準ルート	『省エネ基準』 『誘導基準』 チェックリストで適合判断を行う	
		『省エネ基準』 2025年適合義務化。 住宅ローン減税、住宅性能表示性能等級4、1次エネルギー消費量等級4に対応	高効率ガス 高効率石油 エコキュート（効率問わず）
『誘導基準』 2030年迄の省エネ基準。現状のZEH基準。将来一般化させる仕様基準 住宅ローン減税（ZEH水準）、住宅性能表示性能等級5、消費量等級6 長期優良断熱等級5、消費等級6、エコまち法 に対応。 ★各補助金などの適合基準に該当する		JIS3.3エコキュート +ヘッダ -方式+節水水栓+高断熱浴槽	

既に公布されているため、長期優良住宅や省エネ補助金なども『仕様基準』での適合判断が可能。
住宅ローン減税についても適用されるため、簡易な『仕様基準』で高位省エネ住宅の適合判断される場合には
全てJIS3.3エコキュートにて選択されてしまうことになる。

いかに算出ルートでガスが選択できる（23年6月現在）ことを周知できるかが課題。

2025年までに告示1106号 2-(5)-イ-(イ)及び(ロ)記載の

『地域の区分のうち8の地域に存する単位住戸に採用されるものを除く。』という文言を削除する必要がある。

※参考※九州地域区分

	5地域	東峰村
福岡県	6地域	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町（旧椎田町）、築上町（旧築城町）
	7地域	福岡市（旧福岡市（東区,西区,早良区））、福岡市（旧福岡市（博多区,中央区,南区,城南区））、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
佐賀県	6地域	佐賀市（旧佐賀市、旧諸富町、旧東与賀町、旧久保田町、旧大和町、旧富士町）、佐賀市（旧川副町、旧三瀬村）、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市（旧神埼町、旧千代田町）、神埼市（旧脊振村）、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町（旧白石町、旧有明町）、白石町（旧福富町）、太良町
	6地域	佐世保市（旧佐世保市、旧宇久町、旧江迎町、旧吉井町）、佐世保市（旧鹿町町、旧小佐々町）、佐世保市（旧世知原町）、松浦市、対馬市、雲仙市（旧小浜町）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
長崎県	7地域	長崎市（旧長崎市、旧高島町、旧野母崎町、旧三和町）、長崎市（旧香焼町）、長崎市（旧伊王島町、旧琴海町、旧外海町）、島原市（旧島原市）、島原市（旧有明町）、諫早市（旧諫早市）、諫早市（旧多良見町、旧飯盛町）、諫早市（旧森山町、旧高来町、旧小長井町）、大村市、平戸市（旧平戸市）、平戸市（旧大島村）、平戸市（旧生月町）、平戸市（旧田平町）、壱岐市、五島市、西海市（旧西彼町、旧大島町）、西海市（旧西海町、旧崎戸町、旧大瀬戸町）、雲仙市（旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町）、雲仙市（旧南串山町）、南島原市（旧加津佐町）、南島原市（旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町）、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町（旧若松町、旧有川町）、新上五島町（旧上五島町、旧新魚目町）、新上五島町（旧奈良尾町）
	5地域	八代市（旧泉村）、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町（旧蘇陽町、旧清和村）、山都町（旧矢部町）、水上村、五木村
熊本県	6地域	八代市（旧坂本村、旧東陽村）、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市（旧山鹿市、旧鹿北町、旧鹿本町、旧鹿央町）、山鹿市（旧菊鹿町）、菊池市（旧菊池市、旧旭志村）、菊池市（旧七城町、旧泗水町）、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
	7地域	熊本市、八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町）、水俣市、宇土市、上天草市（旧大矢野町、旧松島町、旧龍ヶ岳町）、上天草市（旧姫戸町）、宇城市（旧三角町）、宇城市（旧不知火町、旧松橋町、旧小川町、旧豊野町）、天草市（旧本渡市、旧御所浦町）、天草市（旧牛深市、旧有明町、旧新和町、旧五和町、旧天草町、旧河浦町）、天草市（旧倉岳町、旧栖本町）、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
	5地域	佐伯市（旧宇目町）、由布市（旧湯布院町）、九重町、玖珠町
大分県	6地域	大分市（旧野津原町）、別府市、中津市、日田市（旧日田市）、日田市（旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町）、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市（旧杵築市、旧大田村）、杵築市（旧山香町）、宇佐市、豊後大野市（旧三重町、旧清川村、旧大野町、旧千歳村、旧犬飼町）、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町）、由布市（旧挾間町）、由布市（旧庄内町）、国東市、姫島村、日出町
	7地域	大分市（旧大分市、旧佐賀関町）、佐伯市（旧佐伯市）、佐伯市（旧上浦町、旧弥生町、旧米水津村）、佐伯市（旧本匠村、旧直川村、旧鶴見町、旧蒲江町）
	5地域	椎葉村、五ヶ瀬町
宮崎県	6地域	小林市（旧小林市、旧須木村）、小林市（旧野尻町）、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町
	7地域	宮崎市（旧宮崎市、旧清武町、旧田野町、旧佐土原町）、宮崎市（旧高岡町）、都城市（旧都城市、旧山田町、旧高崎町）、都城市（旧山之口町、旧高城町）、延岡市、日南市（旧日南市、旧北郷町）、日南市（旧南郷町）、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
	6地域	伊佐市、湧水町
鹿児島県	7地域	鹿児島市（旧鹿児島市、旧桜島町、旧喜入町、旧松元町、旧郡山町）、鹿児島市（旧吉田町）、鹿屋市（旧鹿屋市、旧輝北町、旧串良町）、鹿屋市（旧吾平町）、枕崎市、阿久根市、出水市（旧出水市）、出水市（旧野田町、旧高尾野町）、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市（旧川内市、旧里村、旧上甌村、旧下甌村、旧鹿島村）、薩摩川内市（旧樋脇町、旧入来町、旧東郷町）、薩摩川内市（旧祇答院町）、日置市、曾於市、霧島市（旧国分市、旧溝辺町、旧隼人町、旧福山町）、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町）、いちぎ串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町（旧根占町）、南大隅町（旧佐多町）、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町
	8地域	奄美市・大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県	8地域	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市（旧石川市、旧具志川市）、うるま市（旧与那城町、旧勝連町）、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町（旧東風平町）、八重瀬町（旧具志頭村）、多良間村、竹富町、与那国町

予算を超過する申請があった場合の採択の優先順位

業務細則第9条(2)に基づき、予算を超過する申請があった場合の優先順位の定めに従い採択を決定する。
応募案件は、以下の第1から第5優先順位の考え方で整理され、採択の可否が決定される。

令和5年度補正予算・令和6年度予算公募優先順位	
第1優先順位	a. 公的避難所 d-1. 一時避難所(既存の一時避難所から半径2km以上離れている)
第2優先順位	b. 医療施設 施設の機能維持に必要な保有日数が多い施設
第3優先順位	c. 社会福祉施設(福祉避難所を最優先、入所施設は次点) 賃金引上げ表明証明書を提出した事業者
第4優先順位	d-2. 一時避難所(既存の一時避難所から半径2km未満にある)
第5優先順位	「パートナーシップ構築宣言」を実施・登録した事業者(共同申請者がいる場合は2社とも提出が必要) ワーク・ライフ・バランス等の推進事業者(認定等に関する書類の写しを提出)

既存の一時避難場所は、当センターHP ▶ https://saigaibulk.net/submission/dl/shelters_list.pdf をご覧ください。

補助金申請書関係書類

当センターHP「自衛的燃料備蓄補助金」▶ 補助金各種手続きについて ▶ 資料ダウンロード
より申請書式をダウンロードしてください。

交付申請書(LPガス災害バルク等の場合)	
1) 交付申請書(様式第1)	12) 自家発電設備出力計算書(固定式発電機を導入する場合)
2) 申請日より3カ月以内に取得した履歴事項全部証明書	13) 電気配線図
3) 役員名簿(履歴事項全部証明書に代表者以外の記載がない場合)	14) 見積依頼書および見積書 (明細含む。申請者が地方公共団体の場合は設計見積書)
4) 直近2期分の決算報告書(個人申請の場合は直近2年分の納税証明書その3の2及び貸借対照表)	15) 福祉避難所として使用することがわかる地方公共団体との協定書等(該当する場合)
5) 中小企業の除外規定に該当しないことを証明する書類(中小企業として申請する場合)	16) 業務方法書第13条第2項に関する解説図と契約書(該当する場合)
6) 敷地全体配置図(平面図)	17) 災害時に一時避難所として使用することを明記した地方公共団体との協定書等(該当する場合)
7) 避難所として使用する場所の図面(平面図)	18) 賃金引き上げを表明したことを証明する書類(該当する場合)
8) 購入設備全ての配置図面(GHP室内機の設置場所も明記してください)	19) 「パートナーシップ構築宣言」書(該当する場合、共用申請者も含む)
9) 燃料消費量計算書	20) ワーク・ライフ・バランス等の認定等に関する書類の写し(該当する場合)
10) LPガス販売事業者の「液化石油ガス販売事業者許可証」	
11) LPガス配管図	

申請書類入力フォームのみExcel形式、他の書類はPDF形式にて提出してください。
その他、詳細についてはホームページ掲載の「申請の手引き」等を必ずご確認ください。

令和5年度補正予算・令和6年度

災害時に備えた社会的重要なインフラへの
自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

申請ガイドブック

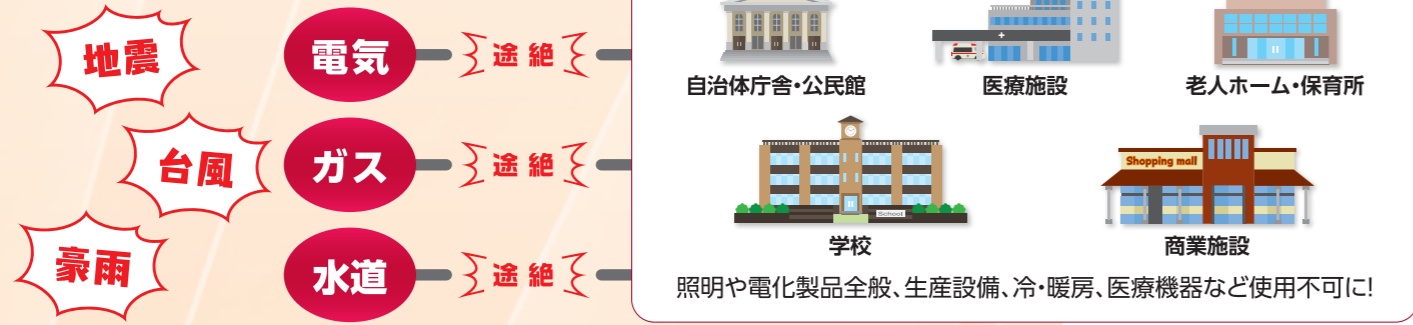


LPガスで自然災害への備えを!!



災害時に備えた燃料備蓄の必要性

災害が発生したら…



いつ起こるか分からない自然災害にLPガスで備えましょう

LPガス災害バルク等導入イメージ

命をつなぐエネルギーLPガス

3日間を乗り切る

災害により地域が孤立した場合、援助が被災地まですぐには届きません。ライフライン復旧までに3日間程度のエネルギー備蓄が必要だと言われています。

LPガスの備蓄がカギに

LPガスを備蓄することで、災害後のライフラインを確保することにつながります。下記の設備を導入することで「電気」、「冷暖房」、「給湯・調理機器」の使用が可能になります。

LPガス災害バルク等



※50kg容器の場合は6本以上

「石油製品タンク等導入補助金」

令和5年度補正予算から追加となりました。災害時に3日以上石油製品(燃料)を貯蔵・確保できるもの等と当該設備に接続する燃焼機器及び発電機が対象です。詳しくは当センターHP「自営的燃料備蓄補助金(LPガス災害バルク・石油製品タンク)」をご覧ください。



※補助対象設備は、電気・都市ガス・水道が全て止まった状態にある災害時に独立して稼働できる仕様のものに限り、個別設備については振興センターにご相談ください。

補助事業の概要

大規模な災害等が発生した時に、系統電力、都市ガスや水道の供給が途絶した場合でも、避難困難者が多数生じる医療施設や福祉施設、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等はライフラインの機能を維持することが求められます。一般財団法人エルピーガス振興センターは、国の補助金の交付を得て、自衛的な燃料備蓄のためにLPガス災害バルク等の設置に要する経費の一部を補助することにより、災害発生時においても、これらの施設等に対するLPガスの安定供給の確保を図り、その機能を3日間以上維持させることを目的としています。また、本事業を通じて国土強靱化地域基本計画を推進します。

申請の公募期間について

令和5年度補正予算・令和6年度予算

令和6年5月28日(火)～令和6年6月17日(月)24時まで

※上記期間で予算額に達しなかった場合は、再度、募集期間を設けます。その際には、当センターホームページでお知らせします。

申請の併願について

業務方法書第4条2項(3)に記載の①医療・社会福祉施設等及び②公的避難所については、令和5年度補正予算と令和6年度予算の両方に登録され併願申請扱いとし、自動的に申請年度を決定します。このため別々に申請いただく必要はありません。

補助対象となる設置先の施設

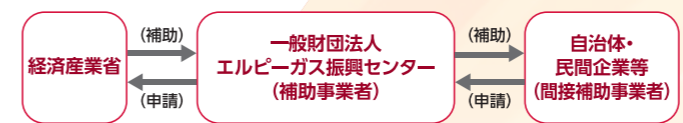
- ① 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難なものが生じる施設 … 医療施設、福祉施設(老人ホーム)等
ただし、医療施設のうち、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、救命救急センター、周産期母子医療センターは除きます。
 - ② 公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設) … 自治体庁舎、公立学校、公民館、体育館等
 - ③ 地方公共団体が認知した一時避難所となり得る施設 … 商業施設、宿泊施設、事務所、工場等(令和6年度予算のみ申請可)
- ※または③の場合、その設置先となる市区町村が国土強靱化地域計画を策定済みであること、もしくは大規模地震対策特別措置法第3条の規定による地震防災対策強化地域に指定されていることが要件となります。

補助対象設備(LPガス災害バルク等の場合)

- ▶上記①～③の対象施設に設置する機器等
- LPガス災害バルク貯槽又はシリンダー容器(但しシリンダー容器の購入は補助対象となりますが、必須ではありません)
 - LPガス発電機(コジェネレーション含む)
 - 空調機器(GHP等)
 - 燃焼機器(コジェネレーション、炊き出しセット、コンロ、炊飯器、給湯器(ボイラー含む)ガスストーブ、ファンヒーター)
 - 簡易スタンドユニット

※上記補助対象設備等を設置することで、電気・都市ガス・水道が全て止まった状態にある災害時に容器の貯蔵上限量50%に対し3～7日間対応可能となることが申請に際しての必須要件です。

スキーム



補助金の交付限度額(LPガス災害バルク等の場合)

- ① 一申請あたり上限1千万円 … バルク、シリンダー容器及びLPガス供給設備のみ
- ② 一申請あたり上限3千万円
 - 1) … バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス発電機ユニット(コジェネレーション含む)
 - 2) … バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス空調機器ユニット(GHP他)
 - 3) … バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス燃焼機器ユニット(コジェネレーション、炊き出しセット、コンロ他)
 - 4) … バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス簡易スタンドユニット
- ③ 一申請あたり上限5千万円 … ②の1)と2)を同時に設置する場合

補助対象経費

LPガス災害バルク等の機器購入費と設置工事費
※容器他にこれに付随するLPガスの供給に必要な設備は、必ず購入することが条件です。(但しシリンダー容器の購入は必須ではありません)
※常用・非常用ともLPガス配管・電気配線等部分は、補助金対象外となります。また、既存設備の撤去費用も補助金対象外となります。

補助率

補助対象となる設置先の施設	令和5年度補正	令和6年度
① 避難困難者が生じる施設	1/2以内 ただし、中小企業者が運営する場合2/3以内	1/2以内
② 公的避難所	1/2以内	1/2以内
③ 一時避難所	対象外	1/2以内

※中小企業者の定義は中小企業基本法第2条第1項の規定を準用しております。詳細は中小企業庁ホームページをご確認ください。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)